

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	有限会社ティプラン	種別	放課後等デイサービス 児童発達支援
代表者	戸澤 栄人	管理者	星川 正益
所在地	豊橋市新栄町 新田中 27-5	電話番号	0532-39-6781

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3 - 3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、法人本部とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

運動学習支援教室すぼるばの統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 責任者：管理者 代行者：児童発達支援管理責任者 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 教室での意思決定者は管理者とする。 代行者は児童発達支援管理責任者 <input type="checkbox"/> 役割分担	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 有限会社ティプラン内、当事業所関係先事業所、豊橋市障害福祉課 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 各管理者が情報を取りまとめ、法人本部に報告する <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新 作成後に変更・追加があれば、適時行う	様式 2
(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 メディアを中心とした対応 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 マニュアルにそった対応 <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 検温と咳の有無等を中心に行っていく <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 訪問者には検温、連絡先を記入してもらう	様式 3 様式 8

<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 手指の消毒用アルコールの在庫確認を徹底する</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業者の確保 特に必要性を感じないが、必要であれば対応していく</p>	<p>様式 6</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<p><input type="checkbox"/> 職員の確保 週間ごとに出勤が可能な職員をリスト化して、法人内で異動を行う</p> <p><input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 法人本部を窓口として対応する</p>	
<p>(6) 業務調整</p>	<p><input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 国・県が示したガイドライン等に沿って対応していく</p> <p><input type="checkbox"/> 業務内容の調整 職員数に応じて、ヒヤリハットや事故がおこらないような支援内容に変更していく</p>	<p>様式 7</p>
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> BCP の共有 法人内の協力体制の構築について、各事業所で BCP の共有を図っていく</p> <p><input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 内容について、性さ研修を行い必要な研修を行っていく</p> <p><input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 有事に迅速な対応がおこるような訓練を行う</p>	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<p><input type="checkbox"/> 課題の確認 訓練後に、課題について精査していく</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的な見直し 精査後に提案された意見を確認して、必要があれば見直しを行う</p>	

第三章 初動対応

感染疑いが発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

〇〇の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	児童発達支援管理責任者
医療機関、受診・相談センターへの連絡	管理者	児童発達支援管理責任者
利用者家族等への情報提供	児童発達支援管理責任者	管理者
感染拡大防止対策に関する統括	保育士	管理者

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理者へ報告 <ul style="list-style-type: none"> ・感染疑いが発生した場合は、速やかに管理者等に報告する。 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・主治医や地域での身近な医療機関、あるいは、受診・相談センターへの電話連絡し、指示を受ける。 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・状況について事業所内で共有する。その際、他の利用者や職員に体調不良者がいないか確認する。 <input type="checkbox"/> 指定権者への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・指定権者に状況について電話で報告する。 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所への報告 <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。 <input type="checkbox"/> 家族への連絡 <ul style="list-style-type: none"> ・状況について当該利用者家族へ報告する。その際、利用者の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有するよう心がける。 	様式 2 様式 3 様式 4

<p>(2) 感染疑い者への対応</p>	<p>【利用者】</p> <p><input type="checkbox"/> サービス休止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用を断った利用者については、当該利用者を担当する相談支援事業所に情報提供を行い、必要となる代替サービスの確保・調整等、利用者支援の観点で必要な対応がとられるよう努める。 <p><input type="checkbox"/> 医療機関受診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用中の場合は、第一報で連絡した医療機関、受診・相談センターの指示に従い、医療機関への受診等を行う。 	<p>様式 4</p>
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<p><input type="checkbox"/> 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該利用者の使用した共有スペースの消毒・清掃を行う。 ・手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭する。または、次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。 	

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	児童発達支援管理責任者
関係者への情報共有	児童発達支援管理責任者	管理者
再開基準検討	管理者	児童発達支援管理責任者

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<p><input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所から休業要請があればそれに従う。 ・感染者の人数、濃厚接触者の状況、勤務可能な職員の人数、消毒の状況に応じて、休業を検討する指標を明確にしておく。 ・感染の疑いのある利用者が、少数であり PCR 検査等により陰性と判断されるまでの間については一時的に提供を休止する場合がある。 <p><input type="checkbox"/> 訪問サービス等の実施検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや対応可能な職員に応じて、訪問サービスの実施を検討する。 ・訪問サービスが必要な利用者の優先度、およびケアの内容を事前に検討することが望ましい。 <p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務停止日と業務再開日、休業中の対応（訪問サービスの提供の有無等）について居宅介護支援事業所に情報提供し、利用者の代替サービス確保に努める。 <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管轄保健所の指示、指導助言に従い業務停止日と業務再開日を提示する。 ・業務停止期間における事業所窓口等を明示、また、業務停止中の消毒等の対応等について説明を行う。 ・出来る限り、文書により提示することが望ましい。 <p><input type="checkbox"/> 再開基準の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所からの休業要請の場合は、再開の基準も併せて確認する。 ・停止期間中の事業所内における消毒等の環境整備や従業員の健康状態により、停止期間として定めた期間を経過した場合業務を再開する。 ・業務を再開するにあたっては、利用者及びその家族をはじめ、情報共有を行ってきた関係機関に再開と旨を通知すること。 	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑いの検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	児童発達支援管理責任者
関係者への情報共有	児童発達支援管理責任者	管理者
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	児童発達支援管理責任者
勤務体制・労働状況	管理者	児童発達支援管理責任者
情報発信	児童発達支援管理責任者	管理者

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 ・感染者が発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者となる利用者等の特定に協力する。 ・症状出現2日前からの接触者リスト、直近2週間の勤務記録、利用者のケア記録（体温、症状とうがわかるもの）、事業所内に入出りした者の記録等を準備する。 ・感染が疑われる者が発生した段階で、感染が疑われる者、（感染が疑われる者との）濃厚接触が疑われる者のリストを作成することも有用（様式4） <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ ・消毒範囲、消毒内容、運営を継続（又は一時休業）するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。	様式4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・自宅待機し保健所の指示に従う。 <input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 ・自宅待機中の生活に必要なサービスが提供されるよう、相談支援事業所等と調整を行う。 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅待機を行い、保健所の指示に従う ・ 職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。 	
<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具、消毒剤等の在庫量・保管場所を確認する。 ・ 利用者の状況等から今後の個人防護具や消毒等の必要量の見通しを立て、物品の確保を図る。 ・ 個人防護具の不足は、職員の不安にもつながるため、十分な量を確保する。 <input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常の調達先から確保できない場合に備え、複数の業者と連携しておく。 ・ 自法人内で情報交換し、調達先・調達方法を検討する。 ・ 不足が見込まれる場合は自治体、事業者団体に相談する。 ・ 感染拡大により在庫量が減るスピードが速くなることや、依頼してから届くまで時間がかかる場合があることを考慮して、適時・適切に調達を依頼する。 	<p>様式 6 様式 2</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、メール等で情報共有していく。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、メール等で情報共有していく。 <input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話、メール等で情報共有していく。 <input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ・ 時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。 ・ 管轄内保健所や行政からの指示指導についても、関係者に共有する。 ・ 利用者・職員の状況（感染者、濃厚接触者、勤務可能な職員数等）、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、施設内・法人内で共有する。 ・ 事業所内での感染拡大を考慮し、社内イントラネット等の通信技術を活用し各自最新の情報を共有できるように努める。 ・ 感染者が確認された事業所の所属法人は、当該事業所へ必要なし指示指導の連携を図るよう努める。 ・ 休業の有無、休業の期間、休業中の対応、再開の目安等について、利用者・家族、指定権者、保健所、居宅介護支援事業所、委託業者等と情報共有を行う。 ・ 感染者や濃厚接触者となった職員の兼務先を把握している場合は、個人情報に留意しつつ必要に応じて情報共有を行う。 ・ 必要に応じて個人情報に留意しつつ、相談支援事業所と相談し、地域で当該利用者が利用等している医療機関や他サービス事業者への情報共有に努め 	<p>様式 2</p>

	る。	
(5) 過重労働・メンタルヘルス対応	<p>□ 労務管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の感染状況等に応じて勤務可能な職員をリストアップし、調整する。 ・ 職員の不足が見込まれる場合は、早めに応援職員の要請も検討し、可能な限り長時間労働を予防する。 ・ 勤務可能な従業員の中で、休日や一部の従業員への業務過多のような、偏った勤務とならないように配慮を行う。 ・ 事業所の近隣において宿泊施設、宿泊場所の確保を考慮する。 <p>□ 長時間労働対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連続した長時間労働を余儀なくされる場合、週1回は完全休みとする等、一定期間休めるようシフトを組む。 ・ 定期的に実際の勤務時間等を確認し、長時間労働とならないよう努める。 ・ 休憩時間や休憩場所の確保に配慮する。 <p>□ コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日頃の声掛けやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。 ・ 風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。 <p>□ 相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所内又は法人内に相談窓口を設置するなど、職員が相談可能な体制を整える。 ・ 自治体や保健所にある精神保健センターなど、外部の専門機関にも相談できる体制を整えておく。 	
(6) 情報発信	<p>□ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。 ・ 公表の内容については、利用者・家族・職員のプライバシーへの配慮が重要であることを踏まえた上で検討する。取材の場合は、誰が対応するかをあらかじめ決めておく。複数名で対応にあたる場合も、対応者によって発言する情報が異ならないように留意する。 ・ 利用者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつける。発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。 	

<更新履歴>

更新日	更新内容
2023年11月	作成
2024年11月	更新

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網 →連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト →来客者名簿

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）